

不動産売却情報のご案内

令和 4 年 6 月 10 日



〒 907 - 0004
住 所 沖縄県石垣市字登野城 2 8 9 - 1
セントラルシティ八重山 3 0 5
名 称 株式会社 オフィス石垣
担当者 松岡 哲士
電話番号 0 9 8 0 - 8 2 - 3 3 1 7
登録番号 MAIL:office@yaeyamaocean.com



物件の表示 (土地)

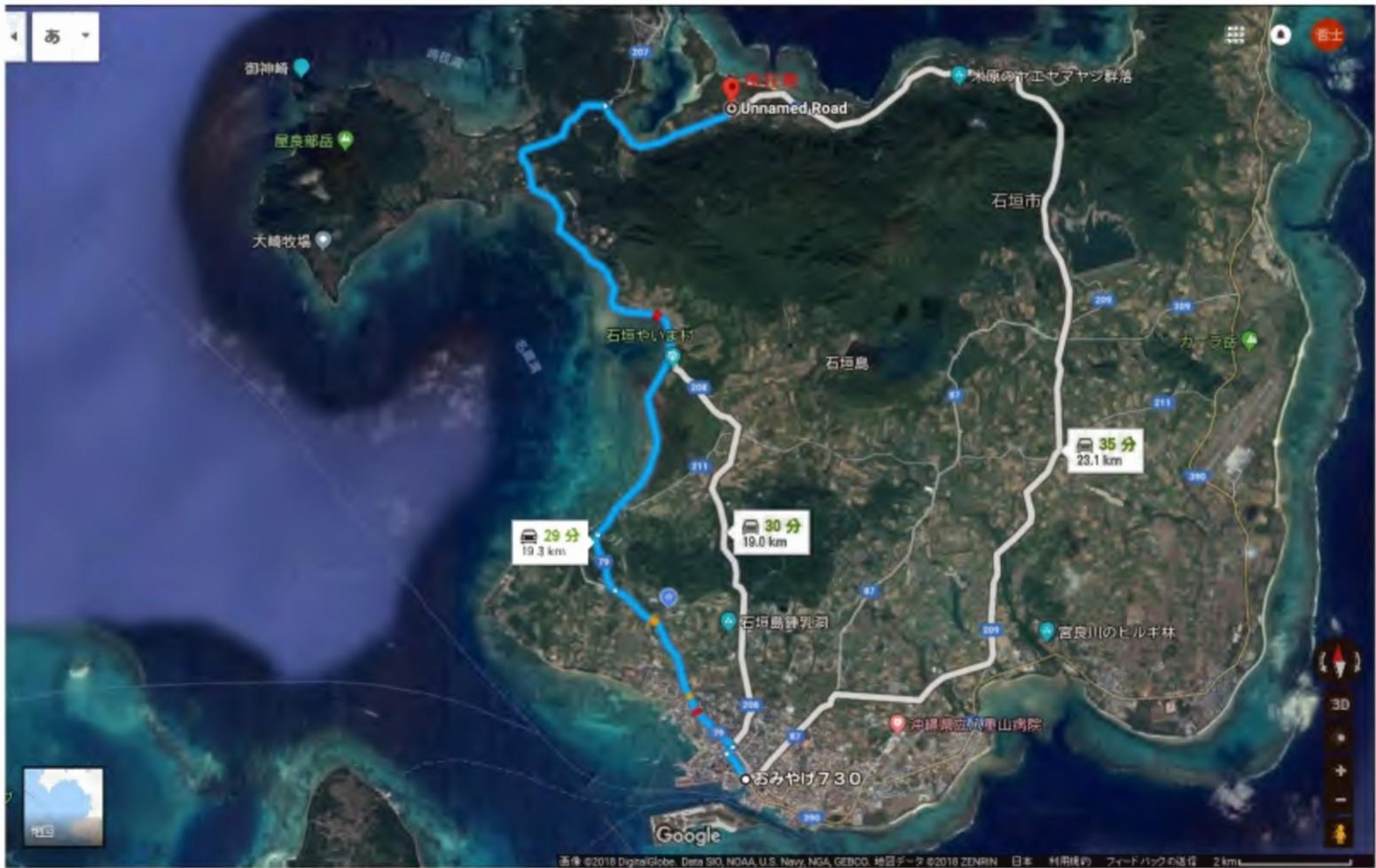
所在地	石垣市字川平 1 2 1 5 - 2 0
地 目	畑 (農振除外地: 宅地転用可能)
地 積	公簿 250.16 坪 坪単価 69,955 円 = 17,500,000 円
現 状	更地 (建物なし)

物件の表示 (建物)

所在地	建物なし (更地)
地 目	
地 積	公簿 坪 坪単価 円 = 円
現 状	

1. 公簿・現状有姿取引とします。
2. 県道 7 9 号線から北の脇道を入る 1 4 0 m、閑静な立地で、別荘やペンションに向きます。
3. 7 3 0 交差点より約 1 9 Km (車で 3 0 分)
4. **農振除外地**で建物の建築に支障はありません。
5. 物件西側には一棟貸しペンション、近年、内地からの移住者や別荘が増えつつある地域。
6. 北側及び西側接面公道の幅員 4 m に接面する角地、上水道本管は西側石垣市道に敷設済 / 上水道引き込みの場合は、引きこみ負担金が必要です。
山原の自然ビーチまで歩いて 7 5 0 m、5 分で行け、この物件より南側 (海側) の土地は全て農業振興地域で、将来に海景を妨げる高い建物が建てられる懸念は、今のところありません。
校区: 川平小学校・吉原中学校
農地法第 5 条許可後に引渡し (約 3 ヶ月かかります)
※申請費用は売主が負担します。

※このご案内書は**宅地建物取引業法に規定する「重要事項説明書」ではありません**。物件の詳細など、本案内書の内容で分かりにくいことがあれば担当者までご照会ください。
購入希望がある程度固まれば、正式に法定の「重要事項説明書」を発行してご案内いたします。



石垣市字川平 1 2 1 5 - 2 0



西側接面道路 / 幅員 4 m 石垣市道



東側の建物は一棟貸しペンション



南側接面道路／幅員 4 m 石垣市道





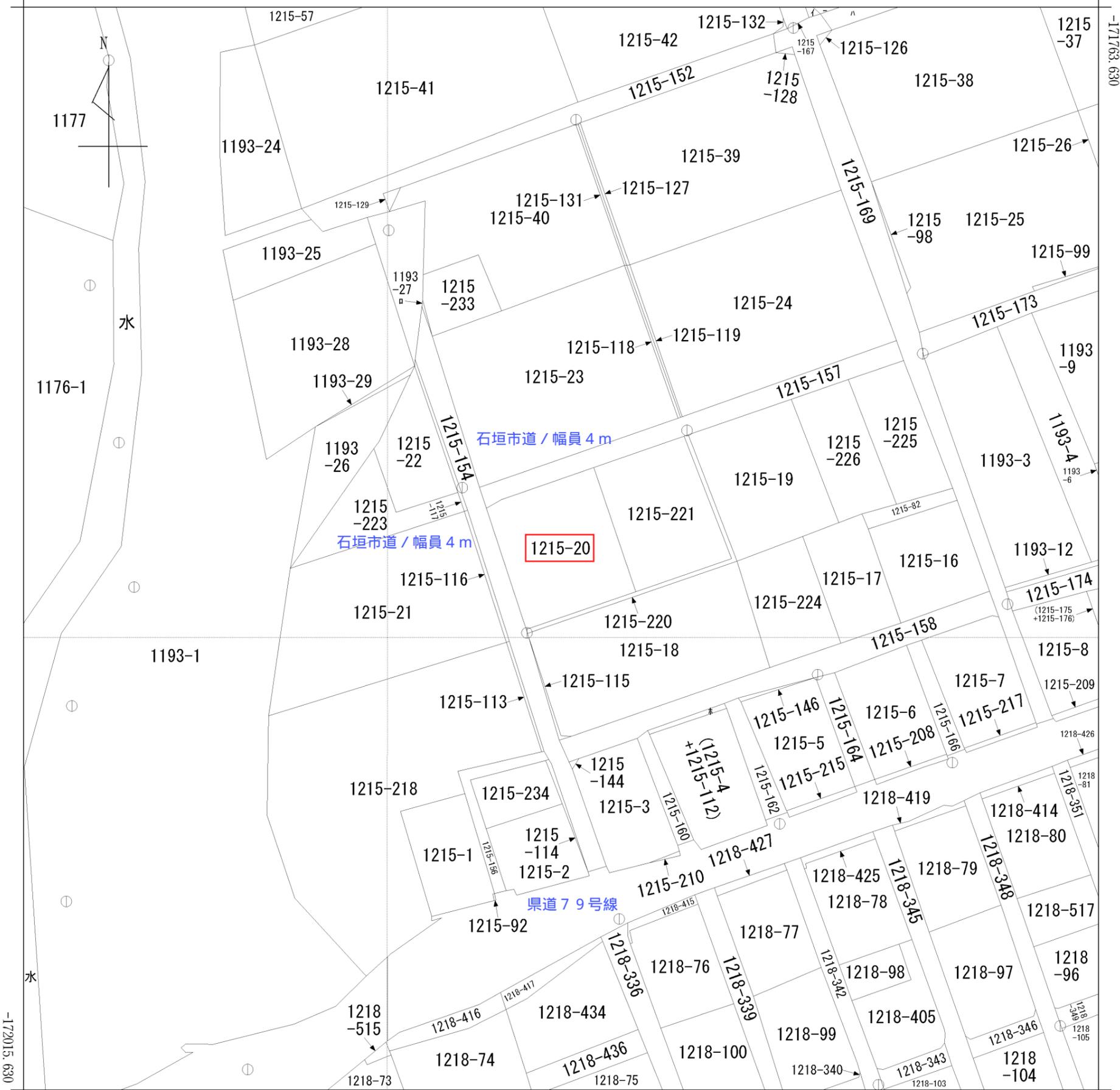
印刷年月日 平成27年12月21日

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80

(注) この図面は位置及び形状を示す参考図であり、
権利関係には使用できません。

イ 1215-133 ハ 1215-172 ホ 1215-145
 □ 1215-130 ニ 1215-43

(座標値種別：図上測定) +15807.332



+15557.332 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出
 字川平

請求部	所在	石垣市字川平ヒウッタ				地番	1215番20			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和59年3月			備付年月日(原図)	昭和61年3月18日			補事項		



2020/09/09 12:07 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年4月24日	不動産番号	3604000062008
地図番号	B2 55	筆界特定	余白		
所 在	石垣市字川平ヒウッタ			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1215番20	畑	1606:		〔昭和41年10月7日〕	
余白	余白	1591:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和60年10月17日〕	
余白	余白	1512:		③1215番20、1215番220に分筆 〔平成3年6月26日〕	
余白	余白	827:		③1215番20、1215番221に分筆 〔平成3年8月26日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成2年9月18日 第7712号	原因 平成2年9月5日売買 所有者 石垣市字川平1218番地の104 砂川正吉 順位2番の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	平成5年6月22日 第3631号	原因 平成5年6月18日売買予約 権利者 石垣市字石垣219番地の8 饒平名利雄 順位5番の登記を移記
	余白	余白	余白
付記1号	2番所有権移転請求権の移転	平成19年3月19日 第1780号	原因 平成17年8月20日売買 権利者 那覇市字与儀380番地10池原方 照屋保光
付記2号	2番所有権移転請求権の移転	平成19年3月28日 第1993号	原因 平成19年2月21日売買 権利者 東京都目黒区目黒四丁目23番17- 208号グランフォート目黒 山田優
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日
3	所有権移転	平成19年8月21日 第5223号	原因 平成15年10月13日相続 所有者 八重山郡竹富町字上原10番地の52 2 池村時子

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。